

令和6年第7回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木)午後1時30分から2時35分

2. 開催場所 安芸市役所2階会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡 秀輝
	5番	川島 一義
	6番	栗山 浩和
	7番	野村 勉
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜
	14番	小松 昌平

4. 欠席農業委員(1人)

11番 千光士 伊勢男

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
赤野	小松	幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

8. 農業委員会事務局職員

事務局次長兼振興係長	小松 亜矢
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局 本日の出欠状況を報告いたします。
(小松) 定数 14 人、欠席 1 名、出席数 13 名であります。
欠席委員の千光士委員からは、所用のため欠席の届出がっております。
続けて、事務の概要報告をいたします。
7 月 11 日に、内川会長が常設委員会の現地確認に行っております。
また、23 日には第 100 回常設審議委員会が実施で開催され、出席されております。そのほか、7 月 16 日に担い手協議会幹事会が開催されまして、私、小松が出席しました。
以上で事務の概要報告を終わります。

議長 はい、本定例会の日程は本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」)

はい。異議なしと認めます。
よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
規則第 21 条第 1 項の規定により、議事録署名議員に大久保暢夫委員及び小松昌平委員を指名いたします。
それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。
(小松) 議案書は 1 ページをお開きください。
報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出についてです。今回は 9 件の届出が出ております。
届出番号 1 番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は記載のとおり、川北の 15 筆で、面積は合計 7,672 m²です。
相続により所有権移転となったもので、あっせんの希望はありません。

次に、届出番号 2 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は記載のとおり、川北の 5 筆で面積は合計 8,214 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありません。

次に、届出番号 3 番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出時は記載のとおり、川北の合計 16 筆で、面積は合計 3,085 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 4 番です。
権利取得者は議案書に記載のとおりです。
届出地は記載のとおり、下山の 14 筆で、面積は 3,503 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 5 番です。

権利取得者は、記載のとおり、栃ノ木、ほかの 11 筆で面積は 3,280 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 6 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり、伊尾木の 2 筆で、面積は 293 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 7 番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり、入河内の 8 筆で、面積は 13,454 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号 8 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり、井ノ口の 13 筆で面積は合計 2621.78 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

最後に、届出番号 9 番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり、穴内の 13 筆で面積は 4,885 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 はい。ただいまの報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、質問意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
質問意見等がないようですので、これは報告案件ですので、了解していただきたいと
思います。
続きまして議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について説明いたします。

(小松) 議案書は 9 ページになります。今回は 1 件の申請がありました。

申請番号 1 番です。

譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり、港町 1 丁目の
一筆で、現在は遊休農地になっており、面積は 21 m²となっています。

贈与による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しています。

所在地につきましては、10 ページに地図がございます。矢ノ丸保育所の南方向にある
農地です。

現地の写真をお配りしますので御確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説
明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、自営業を営んでおり、居住地、
職場にも近接している今回の申請地は管理、耕作もしやすく知人らから、営農指導を
受け、必要な農機具は借用し、野菜を栽培する予定をしています。

農作業に従事する家族等の状況から見て、耕作すべき農地全ては効率的に利用するも
のと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用はありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農作業に従事する予定者、年間 300 日が 2

名おります。このため農作業を行う必要がある、年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転、贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請時には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準に合った栽培管理を行うため、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この農地につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、7 月 12 日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長 はい、現地確認委員の報告を川島一義委員、お願いします。

川島委員 7 月 12 日に現地に行って確認してきました。さきほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別に無いようですので、採決をいたします。

議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、全員賛成です。

よって議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については原案どおり認め許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項、許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 はい。それでは、議案第 3 号の 4 条申請について説明いたします。

(弘井) 今回は 1 件の申請が出ております。

議案書は、10 ページを御覧ください。

申請番号 1 番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり、地目は田、面積は 277 m²で、転用目的は、駐車場の整備です。場所は 12 ページに地図を載せております。

あわせて現地の写真もお配りしますので、御確認ください。

場所は土居地区、溝辺公園の南西方向、郵便局の前の農地です。

現地確認は 7 月 11 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙の A3 サイズの農地法第 4 条調査書で説明いたします。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第 2 種農地に当たると判断しております。理由は、安芸市役所から 500 メートル以内の距離にある農地であるためです。

続きまして、2 の一般基準について説明いたします。

検討事項①、申請理由ですが、申請人は、申請地北側隣接地に住宅を所有しておりますが、これまで駐車場がなく、借地に車を停めておりました。

非常に不便であり、さらに足腰の状態も悪くなってきたことから、住宅に隣接する当該申請地を駐車場にしたいと思い計画したものです。

ほかに適した用地がないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。資力や信用につきましては預金残高明細を確認し、問題がないと判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断しております。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の北側は一体利用地、南側及び東側は

宅地、西側は、申請人所有の農地で耕作人、耕作者からの同意表も提出されております。
排水が生じる施設の設置はなく、雨水については、自然浸透により処理する計画です。
これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。
特定土地改良事業関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。
申請地に係る土地と、都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。
申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。
総合意見といたしまして、現地調査、申請書類確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。
以上です。

議長 現地確認委員の報告を、福本隆憲委員お願いします。

福本委員 7月11日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので、採決をいたします。
議案第3号、農地法第4条第1項許可申請について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
はい、全員賛成です。
よって議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第4号の5条申請について説明いたします。
(弘井) 今回は、2件の申請が提出されております。議案書は13ページを御覧ください。
まず申請番号1番、譲渡人、譲受人、申請地は、議案書に記載のとおり、地目は田、面積は1,133㎡で、転用目的は集合住宅2棟の建築です。場所は、14ページに地図を掲載しております。あわせて、現地の写真をお配りしますので、御確認ください。
場所は矢ノ丸3丁目で、高知県安芸総合庁舎の北東にある農地です。
現地確認は、7月12日に、川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員にいただいております。
次に、別紙のA3サイズ、農地法第5条調査書を御覧ください。
1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第3種農地に当たると判断しております。
理由は、土佐くろしお鉄道ごめんなはり線安芸駅から300メートル以内の距離にある農地のためです。
続きまして2の一般基準について説明いたします。
検討事項①の理由についてですが、譲受人は会社役員であります。かねてから、不動産賃貸業の経営に興味がありました。
そのようなときに今回の集合住宅建築の話があり、検討した結果、集合住宅を建築することにしたもので、申請地は、国道55号線の北側で、付近には大型量販店、会社、公的施設、民家等が混在している地域であるため、集合住宅地に最適と判断したものであります。
ほかに適した用地がないことから、当該申請地を申請することはやむを得ないと認め

られます。

資力や信用につきましては、融資証明書の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、集合住宅用地として転用面積が妥当であると判断しました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、南側及び西側は市道を挟んで宅地、東側も宅地となっております。

生活雑排水は、申請地南側の既設、下水道に接続いたします。

申請地内北側に建築予定の第1棟の雨水は雨水管、雨水枡を経由し、申請地北東側の市道側溝へ。南側に予定の第2棟への雨水は、こちらも雨水管、雨水枡を経由し、申請地南東側、市道側溝へ排水する計画です。

これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業との関係につきましては、土地改良事業地ではございません。

申請地は、都市計画区域内で、農業振興地域ではございません。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

事務局 次に申請番号2番です。

(弘井) 譲渡人、譲受人、申請地は、議案書に記載のとおり、地目は畑、面積は116.3㎡で、転用目的は倉庫の建築です。場所は15ページに地図を掲載しております。

あわせて現地の写真をお配りしますので御確認ください。

場所は黒鳥公民館の北約110メートルにある農地です。

こちらは先月、非農地をした、住宅の隣の農地となっております。

現地確認は7月12日に、川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に、別紙のA3サイズの、農地法第5条調査書を御覧ください。

1の立地基準の農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地に当たると判断しております。

理由は、甲種、第1種、第2種、第3種の、いずれの農地にも該当しないためです。

続きまして2の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、高知県施工の工事により、申請人の所有地が買収されることとなり、倉庫及び庭等の移転が必要となりました。

自宅近くに移転先を探していたところ、自宅の隣接地である当該申請地を代替地として購入することとなったもので、ほかに適した用地がないことから、当該申請を申請することはやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、土地売買に関する契約書の写しを確認し、問題はないと判断しております。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、倉庫用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺の農地への支障についてですが、当該申請地の北側及び東側は市道挟んで宅地、南側は譲受人所有の宅地、西側は、譲渡人所有の農地及び同意のある農地となっております。

生活雑排水の排水、発生する施設の設置はなく、雨水は自然浸透及び勾配により、東側市道側溝へ排水する計画です。

これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業地ではありません。
申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。
総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。
説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番をあわせて公文啓子委員お願いします。

公文委員 7月12日に現地確認してきました。報告のとおり間違いありません。

議長 それでは審議をお願いします。
別にないようですので、採決をいたします。
議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について、申請どおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
はい。全員賛成です。
よって議案第4号、農地法第5条第1項の申請について、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項、解約通知報告についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 報告第5号、農地法第18条第6項、解約通知報告について説明いたします。
(小松) 議案書は16ページからです。
今回は3件の届出がありました。
届出番号1番です。
賃貸人、賃借人は、議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の2筆です。
地目は田で、面積は3221㎡です。
令和3年9月1日から5年間の賃借権が設定されておりましたが、借主が変更することになり、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号2番です。
賃貸人、賃借人、転借人は、議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の1筆です。
地目は田で、面積は1,874㎡です。
令和5年9月1日から2年間の賃借権が設定されておりましたが、借主が変更することとなり、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号3番です。
賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の7筆です。
地目は田で、面積は3,403㎡です。
平成28年7月20日から10年間の賃借権が設定されておりましたが、借主が変更することになり、双方の行為により解約の通知が提出されたものです。
説明は以上です。

議長 ただいまの報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について質問意見等がございましたらよろしくお願いします。
質問意見等がないようでしたらこれは報告案件ですので、了解していただきたいと思っております。

議長 続きまして、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法、農用地利用集積計画決定についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) それでは、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法、農用地利用集積計画決定について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は 18 ページからになります。今回は 3 件の申請がありました。

申請番号 1 番です。

貸付人、借受人は、議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の 2 筆で地目は田、面積は 3,221 m²で、ピーマンを栽培する予定をしており、賃借期間は 1 年で、賃借料が 10 アール当たり米 7 俵代の条件で、新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ください。

ごめんなさい。ナスを栽培予定となっております。

所在地につきましては、21 ページに地図がございます。

芸西病院の東方向の農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

また、報告第 5 号の届出番号 1 番で届出のあった農地を解約した後の新規設定となります。

現地につきましては、7 月 10 日に栗山宏和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号 2 番です。

貸付人、借受人は、議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の 7 筆で、地目は田、面積は合計 3,403 m²です。

ナスと水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は 10 年、賃借料は無償の条件で、新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、御確認ください。所在地につきましては、22 ページに地図がございます。市役所新庁舎の東方向にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の 3 の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、7 月 11 日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号 3 番です。

譲受人、譲渡人は、議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の一筆で、地目は田、面積は 4,114 m²です。

水稻を栽培する予定をしており、570 万円で売買し、所有権の移転をする計画となっております。

現地の写真をお配りしますので、御確認ください。

所在地につきましては、23 ページに地図がございます。

JA 東支所の北西方向の農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、7 月 12 日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号 1 番は小松幸宏委員、申請番号 2 番は入交大輔委員、3 番は中平秀一委員、お願いします。

小松幸宏委員 7 月 10 日に現地確認してきました、内容につきましては事務局の説明のとおりです。

入交委員 2 番です。7 月 11 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

中平委員 7 月 12 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので採決をいたします。
議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法、農用地利用集積計画決定について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。
はい、全員賛成です。
よって議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については、議案どおり決定いたしました。

議長 続きまして議案第 7 号農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)決定についてを議題として事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) 議案第 7 号、農地中間管理事業法、第 19 条の 2 の農地利用集積計画決定(一括方式)について説明いたします。
議案書は 24 ページです。今回は、1 件の申請がありました。
農地中間管理事業法、第 19 条 2 の農用地利用集積計画を活用した案件となっております。
申請番号 1 番です。
貸付人、借受人、転借人は、議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の 1 筆で、地目は畑、面積は 1,874 m²です。
作物は、転借人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は 15 年間で、賃借料は 13 万 1,180 円の条件で、新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、御確認ください。
所在地につきましては、25 ページに地図がございます。
JA 北支所の南にある農地です。
経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、7 月 11 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。
説明は以上です。

議長 現地確認の報告を入交大輔委員、お願いします。

入交委員 7 月 11 日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので採決をいたします。
議案第 7 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括方式)決定について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
はい。全員賛成です。
よって議案第 7 号、農用地中間管理事業の第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括

方式)決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第8号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井) はい。議案第8号の非農地証明願について説明いたします。議案書は26ページです。今回は、2件の申請が出ております。
それでは、申請番号1番。申請人、申請地は、議案書に記載のとおり、登記簿地目は畑、面積は188㎡となっております。
所在地の地図は27ページに掲載しております。
土佐くろしお鉄道ごめんなはり線、球場前駅の西にある土地で、現在は住宅が建っております。
現地の写真をお配りしますので、御確認ください。
現地は、昭和40年頃に住宅が建築され、そのまま、現在に至っております。
現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。
現地につきましては、7月12日に川島一義委員、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は田と畑で、面積は5筆合計で1,123㎡となっております。
所在地の地図は28ページに掲載しております。
下山地区の国道から、旧の国民宿舎へ上がる途中にある土地です。
現地の写真をお配りしますので、御確認ください。
現地は、平成2年頃、当時の土地所有者が経営する会社の倉庫用地として建築整備し、現在に至っております。
現地の状況、及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。
現地につきましては、7月10日に内川昭二会長と野村勉委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。
説明は以上です。

議長 現地確認の報告を、申請番号1番を川島一義委員、申請番号2番を野村勉委員、お願いします。

川島委員 申請番号1番です。7月12日に現地に行って確認してきました。内容については、先ほどの説明のとおりです。

野村委員 申請番号2番です。7月10日に現地確認してきました。さきほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので採決をいたします。
議案第8号非農地証明願についてを申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
はい。全員賛成です。
よって議案第8号の非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 続きまして議案第9号、安芸市農業振興地域整備計画の変更(全体見直し)について事務局が説明いたします。

事務局 議案第9号安芸市農業振興地域整備計画の変更(全体見直し)について説明いたします。
(弘井) 農業振興地域整備計画というのはですね、農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域において、農業振興のための施策を実施するため、安芸市が定める農業振興の計画となっております。安芸市では、年2回、農用地からの個別の除外等に対しての申請があったものに対して、農業振興地域整備計画の変更をしており、農業委員会でも、年2回、審議していただいております。今回は、その計画を全体的に見直すものとなっております。

それでは議案書とは別でお送りしました資料を御覧ください。

まず、A4横の表を御覧ください。

農用地利用計画の変更に関する資料となっております。

これの二つ目の表、2段目の表、2農用地区域の現況地目別面積、を御覧ください。

1段目が変更前の農用地面積、2段目が昨年度に実施した、基礎調査、この計画変更に対する基礎調査による基礎調査後の面積。3段目が、今回の計画による農用地の面積で、4段目は増減となっております。

こちら基礎調査により、山林原野の面積が大きく減少しております。

今回の全体見直しでは、田、畑、樹園地とも、いずれも減少しております。

特に、山間地域の樹園地や、田の減少が大きい。

こちらにつきましてははですね現在山林部分を外したものとあと現在遊休農地となっている農地を除外したことが大きな理由となっております。

次に計画変更の内容につきましては、A3横の新旧対照表、こちらを見ていただくような形になります。

それで、こちらにつきましてははですね3ページのほうに黄色い、真ん中ぐらいに表がありますが、こちら各地区の全体見直し後の農地面積をあらわした表となっております。

それ以降の資料につきましては、地区ごとの農地利用の構想や、それに伴う整備計画等を載せておりますので、また、御確認いただきたいと思います。

農用地で、前回の計画では、畑山地区とか東川地区につきましてははですね、樹園地の後ろにある山林部分も今後、そういう樹園地として計上して増やしていこうというような計画となっておりますが、今回の計画ではそこはなかなか難しいかなというところで、遊休農地も増えゆうところでありますのでそういうのはちょっとのけております。

あとはこれ以降につきましては基盤整備の計画が載っております。

6ページにも、井ノ口地区や土居地区などの今後予定している、ほ場整備、基盤整備について、計画を載せたりもしております。

委員の皆様にははですね市民、農家の方から個別除外、農用地から除外がいつからできるかという問合せもあったかと思っております。

2、3年ちょっと、全体見直しで動かしてないようなところがありましたので、まだちょっと、いつになったらこの全体見直しが終わるかということは、今の段階では、お示し出来ないのですが、こういう計画をもとに進んでおりますので、今回、御承認いただきたいと思います。

説明は以上です。

あと、農業委員会のほうに地図がございますので、御確認したい方には来ていただいたら地図を提示することが出来ますので、また確認したい方はいらっしゃってください。

議長 ただいまの議案第9号、安芸市農業振興地域整備計画の変更(全体見直し)について、質問意見等ございましたら、よろしくお願いします。

小松幸宏委員 1 ページです。「土地利用は農業振興地域 25,341ha で、これが本市の約 80%を占めており」とありますが、積み上げて計算したらそうなるけど、林業の分野では森林面積 90%の広い山の市ですよっていうような事を言いゆうのに、この山林の中に、かぶって、農業振興地域があるということやと思うけど、山林が 90%あって、農業振興地域が約 80%もあるという表現に違和感を感じるので、書き方があるがやないかなと思いました。

それと 4 ページの (ウ) です。

当地区は、そのほとんどがほ場整備により区画整理されている。とあるけど、ほとんどが整備されてないがやないかなと思います。区画整理はされちゅうけど、ほ場整備はされてないがやないかなと思います。

(オ) 畑山地区ですが、水稻の栽培が盛んですかね？

それと、5 ページ第 2 (ア) 赤野地区の八流地区ですが、大きな水路整備をやっちゅうので、入れたらどうかなと思います。それと、揚水施設ですが、終わったのは補完的な方が先に終わっていて、メインの揚水施設は今進行中やということですが、事業名も書いていますが、分かりにくいかなと。

それと、6 ページの東川地区ですが、せっかく市営でやったほ場整備もあるので、県営は載せちゅうけど、市営でやったのも載せたらどうかなと思いました。最後に 13 ページの表の下から 4 行目は何でしょう？

事務局 おそらく間違いやと思いますので、確認して適切な表現に直します。

(弘井)

事務局 各地区の状況については、前回の計画を更新するように作ったところもあって、少し説明が不十分なところがあったかと思います。ご指摘いただいた点につきましては、検討させていただきます。13 ページの下から 4 行目は「自営兼業」の間違いじゃないかと思います。再度確認しておきます。

事務局 今、小松幸宏委員から指摘のあったところは、言葉の表現を適切にするとか、こういうのを入れたらということでしたが、そこについては、この作業のメインは農林課ですが、修正していきたいと思います。

(弘井)

小松幸弘委員 間違えちゅうわけじゃないので、農林課でもう一回検討してもらって、参考になるようなところがあれば、直してもらったと思います。

事務局 前へ進めていくのに、見る時間もなかったかともいますが、面積などの数字的なところは間違いないということでありましたら、本日、議決いただければと思います。よろしくお願いします。

(弘井)

議長 ほかにございませんか

それでは審議をお願いします。

ほかにはないので、採決をいたします。

- 議長 議案第9号、安芸市農業振興地域整備計画の変更(全体見直し)について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
はい。全員賛成です。
議案第9号、安芸市農業振興地域計画の変更(全体見直し)については原案どおり決定いたしました。
以上で、議案審議は終了いたしました。
それではその他の件について事務局から説明いたします。
- 事務局 (弘井) すいません。また、この季節がやってきました。
本日、皆さんの席に置かせていただきましたが、農地利用状況調査をまた、お願いいたします。
カバンの中にですね、バインダーと地図を入れております。
それをもとにまた今年も調査いただくことになります。
調査方法というか、例年同じような形でやっていただいております。
担当地区についてはですね、また、昨年と全く同じで、しております。今回ちょっと申し訳ないですが、地図をですね、いつもだったら更新しているところなんですけど、今回ちょっと更新できておらず、地図は去年のままのものを入れておりますので、それ使っていただいて、不都合がある場合はですね、言っていただいたら対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
例年どおり、また、作りゆうところはA、作ってないけど草刈りなどしていけそうやったら「1」、ちょっとした基盤整備が必要やったら「2」、3番は条件不利地での栽培ということでお願いします。
8月、9月、2か月この暑い中で、申し訳ないんですが、やっていただいて、10月1日までに提出いただくようにお願いします。いろいろ御質問等ありましたら、事務局、僕のほうまでお願いします。
- 事務局 (小松) 次回の8月の定例会ですけれども、8月26日(月)の予定をしております。参加のほう、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
- 議長 以上で本日の定例会日程は全て終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 8 月 2 6 日

安芸市農業委員会
会 長

内川 昭 二

会議録署名委員

大久保 暢夫

会議録署名委員

小 松 昌 平